

秋田県運用例

【屋外広告物の定義関係】

Q 1 建築物の軒下に常時はり出されているテントに、事業所名等が染抜き又はペイント塗装などにより表示されている場合、当該テントは屋外広告物に該当しますか。

A テントは、元来、日除け、雨除けなどのために主として建物のひさし等に設置されるもので、その面の一部を二次的に利用して広告内容を表示した場合、その表示部分に限り屋外広告物として取り扱います。

近年、商業建築物の多くに、その企業のイメージアップを目的とした広告テントによる装飾方法が多く用いられていますが、この種のテントは明らかに屋外広告物であり、このような場合には、その全面を屋外広告物の表示面積としてとらえます。

Q 2 建築物の出入口又はファサード（正面）に設けられたシャッターに、自己の名称などを塗装で表示したとき、それは屋外広告物ですか。

また、表示面積の算出方法はどのようになりますか。

A シャッターの外側に表示したときは、屋外広告物となります。
表示面積の算出にあたっては、Q 1 4を参照してください。

Q 3 店舗等のネオンサイン、壁面におけるラインなどは屋外広告物として取り扱うこととなるのでしょうか。

A 店名又は商品を表現したネオンサインや商標登録されたマーク等を形どったライン等は、その部分も屋外広告物として取扱うこととなります。単なる壁面の色はデザインとして、屋外広告物には該当しません。

ラインについては、当該ラインがデザインとして商標登録されている場合又はラインが文字部分と一体化して意味を持っている場合は、屋外広告物となります。

【許可基準関係】

Q 4 近年、様々な素材、あるいは従来と異なる利用方法の広告物が増加していますが、次のような広告物はどのように取り扱われるのでしょうか。

A 許可基準では個々具体的な広告物の名称は規定されていませんが、その形状や設置形態により、次のように取り扱っています。

～例～

【バルーン状の恐竜や人形】

地面に定着していれば野立広告塔、建築物の屋上に固着していれば屋上広告塔、ロープ等で屋上などから浮遊している場合はアドバルーンとして取り扱います。

【営業時間のみ店舗前に掲出し、閉店後は店内に移動して保管する広告物】

立看板として取り扱います。

Q 5 映画館の上映告知用ポスターのように定期的にはり替えられるポスターの取り扱いはどうなるのでしょうか。

A ポスター自体とポスターを掲出する物件と区別して取り扱います。

ポスターを掲出する物件については、規則別表第2のとおり、広告板の場合は3年間、立看板の場合は2ヶ月間の許可期間であり、表示面積に応じた手数料を徴収します。許可期間を超えて掲出する場合は、継続許可が必要となります。

ポスターについては、規則第3条において「定期的に取り替えて表示しようとする者は、3ヶ月を限度として一括して許可申請することができる」と定められています。

一括して申請する場合には、3回分（はり紙の許可期間である1ヶ月×3回）の手数料が必要になります。なお、一括して申請をしない場合は、張り替える度に許可申請が必要になります。

Q 6 コンビニエンスストアやガソリンスタンド等で見かける誘導看板はどのように取り扱われるのでしょうか。

A 誘導看板は通常設置場所が決まると、そこから移動することは極めて少ないため、地面に定着させ、建植したものと同等の意味を有すると判断します。

よって長期間継続して同じ場所に表示するものについては、野立広告板として取り扱います。

Q 7 一基の野立広告物の掲出物件に、複数の表示主体者（広告主）が表示内容の異なる複数の広告物を表示しようとするときの許可申請の取扱いはどうなりますか。

A 設置者ごとの許可申請となります。

Q 8 野立広告塔及び野立広告板を道路沿いに設置する際に、5 m以上離さなければいけないことになっていますが、どこから5 m離せばいいのですか。

A 道路境界から5 m以上離す必要があります。道路境界については、各地域振興局建設部用地課へお問い合わせください。

Q 9 壁面広告板を表示する際に、なぜ大規模小売店舗に限って緩和措置を設けたのですか。

工場、倉庫や事務所等は対象にならないのはなぜですか。

A 一つ目の理由として、これまでの許可基準では、壁面広告板の表示面積が店舗の大小に関わらず一律30㎡までとなっていました。これでは大規模な店舗が小規模な店舗に比べて、広告物の表示割合が小さくなるため、不公平感があること。

二つ目の理由として、大規模小売店舗立地法により大規模な店舗が定義されていること。（店舗面積が1,000㎡以上の小売業を営む店舗）

三つ目の理由として、工場、倉庫及び事務所等については、利用者が限定的であり、集客のために壁面広告板を表示する必要はないこと。

などの理由により、大規模小売店舗に限り緩和措置を設けることとしました。

【適用除外関係】

Q10 自家用広告物は、合計して10㎡以内（禁止地域内は5㎡以内）は適用除外ですが、次の(1)～(5)の場合（禁止地域以外の地域に限る。）の適用除外広告物の取扱いはどのようになりますか。

(1) 11㎡1個の場合

(2) 10㎡1個と1㎡1個の場合

(3) 6㎡1個、5㎡1個、3㎡1個、2㎡1個の場合

(4) 5㎡1個（照明付き）、5㎡1個（照明なし）、3㎡1個、2㎡1個の場合

(5) 5㎡1個、4㎡1個、3㎡1個（照明付き）、1㎡1個、0.5㎡2個、0.3㎡3個の場合

A 表示される広告物により、10㎡以下のものがある場合は、広告物を組み合わせ合計して10㎡になるまで自家用広告物として適用除外となり、それ以外の広告物について許可対象となります。10㎡以上の広告物だけの場合は、適用除外はあり

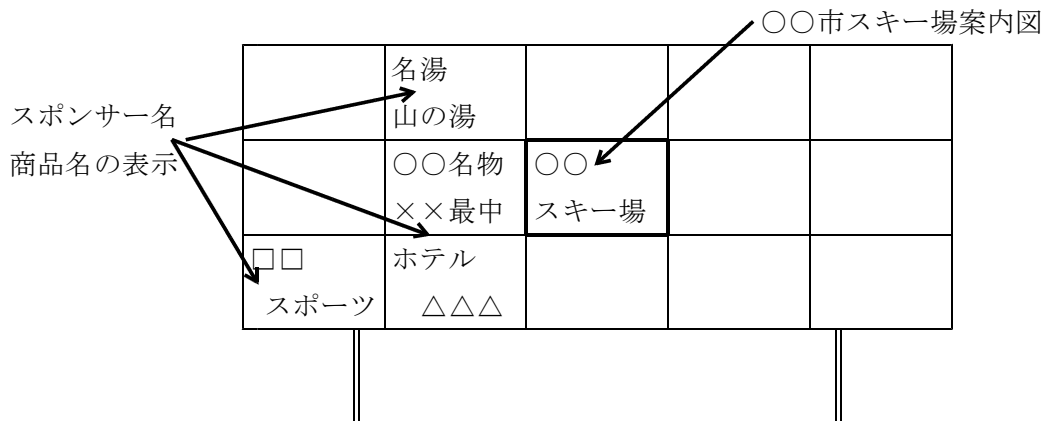
ません。

また、適用除外とする広告物の組み合わせは、手数料が最小となるよう行うこととなります。

- (1) 適用除外はありません。(1 1 m² 1 個全体が許可対象となります。)
- (2) 1 0 m² 1 個が適用除外となります。(1 m² 1 個が許可対象となります。)
- (3) 5 m² 1 個、3 m² 1 個、2 m² 1 個の合計 3 個が適用除外となります。
(6 m² 1 個が許可対象となります。)
- (4) 5 m² 1 個 (照明付き)、3 m² 1 個、2 m² 1 個の合計 3 個が適用除外となります。
(5 m² 1 個 (照明なし) が許可対象となります。)
- (5) 4 m² 1 個、3 m² 1 個 (照明付き)、1 m² 1 個、0. 5 m² 2 個、0. 3 m² 3 個が適用除外となります。(5 m² 1 個が許可対象となります。)

Q11 ○○市が市有地に建てた○○市営スキー場の案内図板に表示される、一般の商品又は商店名などの宣伝広告物 (別図参照) は、適用除外広告物となりますか。

なお、広告物表示許可申請者は○○市観光課長名です。



A ○○市営スキー場の案内図板は、その表示部分に限り、条例第 6 条第 1 項第 2 号の規定による適用除外広告物になります。

なお、同案内図板の周囲に掲出する広告物は、条例第 6 条に定める適用除外広告物とはなりません。

Q12 管理用広告物とはどのような表示のものを言いますか。

A 自己の管理する土地等に管理の必要上表示する広告物のことを言います。

表示内容及び表示方法は様々なケースが想定されるので、最終的には個別判断となりますが、次のものは、管理用広告物として取り扱います。

○管理用広告物の例

- (1) 身体障害者用の駐車スペース表示
- (2) 駐車場の誘導案内表示
- (3) トイレ、公衆電話等の案内表示

(4)敷地内での注意表示

(5)「売り地」、「〇〇管理地」等その土地の管理者名、連絡先等を記載した表示

(6)その土地又は施設の管理上必要な表示

Q13 自己の住所（敷地）内に建植された柱に、そで型看板（表示内容は自己の店名）を取り付けた場合に、突出した表示面積の一部が他人の土地の上空にはみ出したとき、そのはみ出し部分も自家広告物と認められますか。

A 自家広告物です。

この場合、許可を受けて表示する必要があるときは、当該広告物のはみ出し部分に係る土地の所有者等の承諾があったことを証する書面の写しを許可申請書に添付する必要があります。

Q14 〇〇会主催の演奏会や演劇会などの開催を知らせる立看板等を、〇〇全会員宅に表示した場合、この立看板等は自家広告物として適用除外の取り扱いとなりますか。また、会員券（入場券）を売りさばく場所に表示した立看板等についてはどうなりますか。

A 自家広告物とは、条例第6条第2項第2号及び同条第5項の自家広告に係る適用除外の規定に当てはめた場合、設問前段の「会員宅」は、一応「自己の住所」と解されますが、演奏会の開催を知らせる広告物が、自己の氏名、名称等又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するものとは認められませんので、当該広告物は自家広告物には該当しません。

設問後段については、自家広告に該当します。

Q15 祭りの開催を知らせる宣伝ポスターは、条例第6条第2項第5号に規定する祭礼等のため、一時的に表示する広告物に該当するものとして適用除外となりますか。

A 祭礼等とは、次の各号に掲げるものをいいます。

- (1)社寺、仏閣、教会等で行う祭典、法要及び説教等のためにするもの
- (2)地方の年中行事のためにするもの
- (3)上記に類するもので慣習として認められるもの

Q16 ビル工事等で工事現場の囲いなどに表示する「〇〇建設KK施工」の広告物は、その表示（設置）に際し許可を要しますか。また、表示期間について基準がありますか。

A 条例第6条第1項第1号に規定されているとおり、他の法令の規定によりその表示（設置）が義務づけられているものについては適用除外広告物となり、許可を受

ける必要はありませんが、それ以外の他の広告物は許可を受ける必要があります。
表示期間は他の広告物と同じです。

Q17 ガソリンスタンドで「セルフ」という表示がされていますが、これは法令に基づき表示されているものですか。

A 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第28条の2の5第1号で表示が義務づけられています。

他の法令により表示が義務づけられているものについては、条例第6条第1項第1号の規定により適用除外広告物となり、許可を受ける必要はありません。

また、「油種」表示についても同規則第28条の2の5第5号の規定により表示が義務づけられていることから、同様に適用除外広告物として取り扱います。

ただし、「セルフ」及び「油種」表示に店名、社標及び金額等を併記した場合は、許可を受ける必要があります。

【手数料関係】

Q18 建築物又は工作物の壁面に文字又は絵画等を塗装若しくは張りつけの方法によって表示する場合、広告物の表示面積の算出方法はどのようになりますか。

A 壁面利用の広告物については、塗装又は張り付けの区分にかかわらず、数個の文字の組合せにより1個の広告物となるものは、数個の文字の組合せを一括して外郭線で囲む四角形の面積となります。ただし、各文字の間隔が一つの文字の幅（長さ）を超える場合には、それぞれの文字の外郭線で囲む四角形の面積の合計となります。

また、イラストレーション（絵画、写真を含む。）又はイラストレーションと文字の組合せからなる広告物については、文字及び絵画をまとめた部分の外郭線で囲まれる四角形の面積となります。

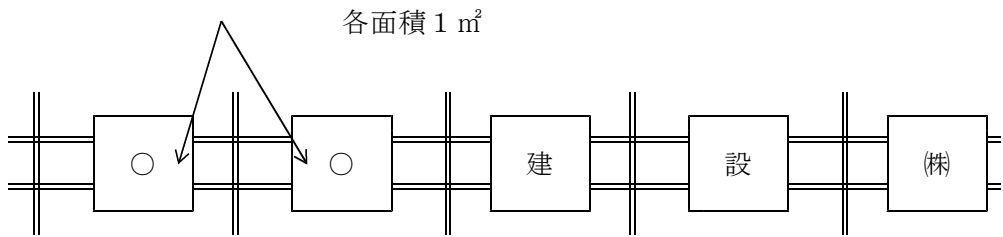
なお、スチール板等に焼き付け塗装をした広告物が壁面にくぎ等により設置されている場合は、そのスチール板の全面積が表示面積となります。

Q19 一基の野立広告物の掲出物件に、表示内容が異なる2個以上の広告物が表示されており、その広告物の表示主体者が同一人である場合の表示面積の取扱いはどのようになりますか。

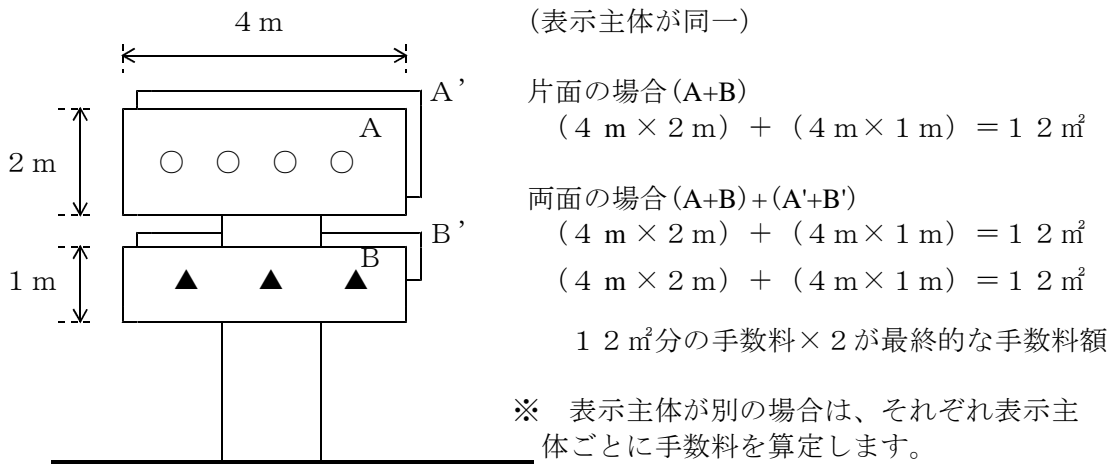
A 同一の表示主体が一つの掲出物件に複数の広告物を掲出する場合、当該広告物の表示面積の合計面積により手数料を算定します。表示が両面であるときは、同様に各面の表示面積により手数料を算定し、各面の手数料の合計額が最終的な手数料の額となります。（図参照）

なお、袖形看板及び突出広告板は両面を前提とした広告物ですので、両面の面積

を合計した後に、表示面積に応じた手数料を算出することになります。



この場合、5枚まとめて〇〇建設(株)名を表示した一つの広告物でこの表示面積は、5 m²となります。



Q20 〇〇市××町所在の商店会が、防犯灯を市道敷地内に設置し、これに寄贈者名等を表示した広告物を掲出した場合、条例第27条の規定により手数料の減免措置を受けることができないでしょうか。

A 条例第27条第2号に規定する手数料免除措置は、「町内会、PTAその他知事が認める団体」が、「自ら道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物」を表示する場合に限定されていますので、寄贈者名等が記載された広告物のように、この要件に該当しない場合には、手数料の納付が必要になります。